

第 10 回 契約監視委員会 議事要旨

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

1. 日時 2016年8月5日（金曜） 13:50~16:30
2. 場所 沖縄科学技術大学院大学カンファレンスセンター Meeting Room 1
3. 出席委員 片田晋委員、崎濱秀光委員、清水至委員、田中秀明委員、多田敏明委員
豊岡正広委員、滑川達委員

4. 議事概要

○ 委員長の互選

「沖縄科学技術大学院大学 契約監視委員会細則」第3条第2項の規定に基づき、本位委員会委員による互選を行い、田中委員が委員長に選出された。

○ 委員長代理の指名

「沖縄科学技術大学院大学 契約監視委員会細則」第3条第3項により、田中委員長が多田委員を委員長代理指名し、了承された。

○ OIST 概要について

OIST 概要について、事務局より説明を行った。

○ 審議内容を踏まえた改善事項の報告について

これまでの審議内容を踏まえた改善事項の報告について、事務局より説明を行った。

○ 議題

(1) 審議案件の抽出について

田中委員が対象の469件から、契約方式別に3件の抽出を行った旨報告された。

(役務 3件)

議題案件抽出理由

担当委員：田中委員

【1】 沖縄科学技術大学院大学恩納キャンパスサーバー室電源及び熱源増設工事（その他3）（電気設備工事）

競争入札で、かつ電気工事というのはそれほど特殊ではないと考えられるが、落札率が100%となっており、どのような契約であったのか。

【2】 OIST 新財務会計システム運用保守業務

金額の大きさと会計システムということで、それほど特殊性がないサービスの調達ということで選定した。

【3】 沖縄科学技術大学院大学第4研究棟実施設計業務

設計についてこれまでにノウハウを蓄積している中で、今回はどのような工夫、改善がみられるのか伺いたい。

(2) 個別案件の審議について

1. 競争入札案件

① 沖縄科学技術大学院大学恩納キャンパスサーバー室電源及び熱源増設工事（その他 3）
（電気設備工事）

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
この案件を実施できる業者は、県内にどのくらいあるか。	入札公告を出す際に設定している参加条件は、特に難しいものではないため、30社程度が対象となっている。
応札しなかった理由について、業者に調査したことはあるか。	過去の案件では、競争参加を締め切った時点では2者の応札があり、その後1者辞退ということがあった。辞退した業者に直接理由を伺ったわけではないが、考えられる原因としては、OISTでどのような研究が行われているか、既存のラボの系統がどのようなものか、図面を一から見直すなど時間がかかってしまう。そのため、東興電気工事が契約を取るとわかっていつつも、状況をうかがうような形で競争参加に入ってくるのではないかと考える。
<p>入札を実施しても、思い通りに応札がなく、競争性を担保出来ないというケースはあると思う。しかし、将来に向かって競争性を担保しようと考えていた場合には、より丁寧な説明を業者にする、あるいは期間を長く確保して準備ができるような道筋をつけることが必要ではないだろうか。そうでなければ、特定の業者との契約になってしまう。その際、合理性があれば随意契約の道があるが、この件に関しては、もう少し改善できる余地について考えたほうが良いと思う。</p> <p>特別な工事とは思えないので、より広い参加者を得るためには将来に向かって工夫することが必要であると思う。例えば、設計をわかりやすくする、あるいは随意契約の中で交渉しながら決めていくというようなこと。</p>	—

<p>組織的運営について。独立行政法人としてスタートし、現在は私立学校の運営ということは、独法のあり方となに変わったことはあるか。</p> <p>通常、私学の運営の場合、随意契約とまではいかないが、交渉をしながら価格を安くしてやっていくやり方を取る可能性が高いが、OIST で同様のことを行うことは可能なのか。独立行政法人の場合は、透明性の確保、競争性の担保が必要であるため、批判される可能性がある。</p>	<p>OIST の契約については、契約事務取扱規則の中で、随意契約について規定されている。基本的には独法時代に行っていたものと同等の規程の中で随意契約または入札を行っている。</p>
<p>「契約事務取扱規則」は、自らが決めた基準、取扱規程なのか。あるいは、国との関係で決め、強制力が働き、離脱することができないような基準なのか。または、独自に規程を直していくことができるか。</p>	<p>「契約事務取扱規則」は、学園が定めているルールであるため、社会通念から著しく逸脱しない限りは、整備することはある程度自由が与えられているものと解釈することができる。</p> <p>ただ、施設整備費を含む政府からの補助金交付要綱に、この施行については、一般競争入札を基本とするという条項が含まれている。そのため、財源の縛りとして一般競争入札ができる案件でネゴの方式を取るということは、調整が必要な状況にあるのではないかと考える。</p>
<p>将来的に施設を拡張していくことを前提とすると、なにか工夫がないと支出削減ができない。規程上の問題があるならば、合理性のある規程に向け整備し、将来的な支出削減の余地をいまから考えたほうがいいと思う。</p>	<p>—</p>
<p>補助金ということは、補助適化法の適用を受けるわけだが、会計検査院の検査も受けるのか。</p>	<p>そのとおり。</p>

<p>規程については学内の決裁で変更することが可能であると思う。しかし、会計検査院による検査、補助金適化法の規程、政府からの補助金交付要綱などに契約方法について定められているのであれば、原則としてそれらを守らなければならない。制度上の問題というよりは、合理的な説明ができれば、<u>そういった契約</u>ができると思う。</p>	<p>—</p>
--	----------

2. 随意契約方式

② OIST 新財務会計システム運用保守業務

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
新財務会計システムということは、従来のシステムが使用不可になったのか。	従来のシステムは、2011年の開学から2015年度まで使用してきたもので、中小企業向けの小さなパッケージソフトであった。そのため、従来のシステムでは今後の拡大には耐えられないため、新システムを導入することになった。
新財務会計システムにおいて、使っている会計基準はどのようなものか。	独法の基準に近いが、OIST独自の会計基準である。
独自性があるということか。 会計的に特性がないと随意契約という契約方法ではなかなか納得ができないと思う。	他の独法とOISTが異なるところは、英語での会計システムの対応が必要である。販売されている既存のソフトを入れるだけではなく、半分以上が外国人であることに合わせてカスタマイズを行っている。
独法の通則法が改正され、会計基準が新しくなったが、それに対する調整などはあったのか。	独法の会計基準とは、直接的なリンクはない。OIST独自の会計基準である。
そのOIST独自の会計基準の中に独特の基準があるのではなく、英語に転換するというように独自の特徴があるということか。	主なところはそのとおり。
会計システムに英語対応を取り入れている大学等は他にあるか。	おそらく、民間企業ではあると思うが、大学独法においては、ほばないと思う。
料金の契約面に関して、メンテナンスに対するパフォーマンスに応じて支払う、あるいは、慣れてくれば安くできるのではということも考えられるのではないか。	現在の契約として、サービス対応時間399.6時間と見ているが、新システムが稼働し始めたばかりのため、4月で490時間、5月で456時間と大幅に超えている。しかし、超過分に関してはOISTに請求しないという契約である。 最初のコンペ時に、今後5年の保守費を比較し、2年目以降のサービス対応は、だんだんと低減するだろうと見込んでいる。

③沖縄科学技術大学院大学 第4研究棟実施設計業務

委員会の意見・コメント	事務局の説明等
<p>これまでもいくつか設計業務を行っていると思うが、従来の契約と比べ、例えば面積当たりのコストなど、同程度なのか。</p>	<p>面積では計算していない。 設計事務所から当初参考見積りとして取得したものは、国交省と文科省のガイドラインに則っている。(直接的な回答とはならないが) その経緯により予定価格が決まっている。 また、3回の見積り合わせについては、OISTが要求していた額より実際に予算としてもらった額が少なかった。しかしながら、費用はほぼ変わらなかったため、3回の見積り合わせをしてネゴ、コストダウンをした。</p>
<p>以前も、同じ会社が設計をしたのか。他者が行ったことはないのか。</p>	<p>住宅を含め、ほぼキャンパス内その会社が行っています。OISTが設立される前に、内閣府が同様のプロポーザルを行い、第3研究棟までの基本設計者、策定者を選定し、現在まで続いている。</p>
<p>プロポーザル方式で、参加者が複数あったが、現在の契約者が選定され、継続しているということか。</p>	<p>5社程度参加があったと聞いている。昨年、第3研究棟以降の設計者選定のためのプロポーザルを行ったが、際は3者参加していた。</p>
<p>現在の契約者が、初めて選定されたときの特徴や理由はなにか。</p>	<p>研究棟に対する理解が深いというところ、また、提案として今後どのような研究が行われようともフレキシビリティが高いということがあったようで、それに対しての評価が高かったと聞いている。</p>
<p>今後、契約者が変わる予定はあるか。</p>	<p>直近に行った第4研究棟以降の契約に対しては、第5研究棟の実実施設計をお願いする場合もあると示している。</p>
<p>契約者が変わる予定があるとすると、金額の合理性について、プロセスや交渉を含めてドキュメントで残し、合理的な説明を外にできるような状況にした方がいい。</p>	<p>承知した。</p>

<p>基本設計をプロポーザルでやって、その受託者が実績をあげるということは、募集要領において明記されているのか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>「引き続き優先的に設計提案をする権利を持つ」ということだけでは、実施設計を受託するとは読めないのではないか。</p>	<p>これまでの入札公告等の書き方の通例ではあるが、少々表現をぼかすことがあり、資料中、当該業務の契約相手方と随意契約に予定する場合もあり」として明確にしているという状況である。</p> <p>このプロポーザル自体は、第4研究棟の実施設計のプロポーザルである。ピアレビューが必要だということで、基本設計と実施設計に分離せざるを得なかった。第4研究棟以降の建物に対し、「引き続き優先的に設計提案をする権利を持つ」というのは、第4研究棟の実施設計を終え、第5研究棟の予算をもらった場合、両方の建物を含むいくつかの建物に対してどのような配置ができるかを提案してもらい、それらに対して設計業務を委託する、また委託を受ける権利を持つという意味である。</p>
<p>第4研究棟ではなく、それ以降の拡張計画の設計提案をする権利を持つということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>基本設計はプロポーザル方式で行い、そこを実施した相手と実施計画について随意契約を結ぶということは理解できるが、新しい建物（第5研究棟）について行う場合は、仕切り直して行うことが普通ではないだろうか。なぜこの方法を選択したのか。</p>	<p>第1～3研究棟まで同様のことをやっている。建物のデザイン、OISTの敷地の条件からして、1～3までは一連のものとなっている。OISTが枠組み文書Ⅱを策定し、現在のラボ3、50PIの研究施設の規模を10年以内に約2倍にするという内容になっている。その中で、ラボ4、5を整備するという計画がある。しかし、OISTのような丘陵地では、実際に建設できるところが少なく、その点を含めて将来的なプロポーザルを求めた経緯がある。</p> <p>また、OISTは十分に開発された場所で建設されていないため、上下水道、排水処理などのインフラ整備が必要となる。研究棟1、2、</p>

	<p>3、そして4、5は、電力を含め相互に関連した建物の設計になっている。意匠的なものではなく、設備、空調・電気設備に対しても密接な関係があり、経済設計ができる。そういった点を含め、第5研究棟を第4研究棟の実施設計者が引き続き設計することは、ある程度合理性が説明できると考える。</p>
<p>本委員会の広義の説明責任について。キャンパスの設計上、全体的に統一性を持ち、魅力的なキャンパスにしていくことが重要かと思う。その際、お金の面から経過の説明をすることが説明責任として重要なのか。または、OISTにいる教授、研究者等の満足度を説明することの方が結果としての説明責任として重要なのか。</p> <p>満足度は、調査したことはあるか。</p>	<p>満足度について、正式に調査したことがないため、把握していない。ただ、契約、予算の関係もあるが、満足される建物を建てるためにどういったものが必要なのか、そして予算という二つのバランスが重要になってくるので難しいところである。</p> <p>新しい建物（ラボ4）の設計を始める前に、先生やDeanにプレゼンをし、インタビューをしている。</p>
<p>現時点で、最終的に研究棟はどれくらい設置する予定なのか。また、プロポーザルの初期段階で、「(選定された会社が) 研究棟に対する理解が深い」とのことだが、これまでの研究棟の中で、思想的考え方をもっと反映させてもらいたいというやり取りは常時あるのか。</p>	<p>2005年に策定しているマスタープランでは、最終的な規模は300PI、2014年に策定したマスタープランIIにおいても同数。研究棟の数で言うと12まで今のキャンパス中にできないかという検討をした。</p> <p>第4研究棟を整備するにあたり、学長の下で意見を収集したことがある。</p>
<p>—</p>	<p>拡張計画に関連し、最終的に300PI規模というのは、あくまでOIST側の希望であり、国に認められたわけではない。現時点で60PIまで認められており、また第4研究棟の建設も認められたことから、そこに収容できるまでは基本認められているのではと考える。</p> <p>OISTに関する法律で、開学から10年後(あと5年後)に補助のあり方を見直すことになっている。そのため、国としてもサポート体制を見直すことになり、一つの分岐点になると思われる。</p> <p>第4研究棟の建設に関して、財務省より予算</p>

	内（113億円）で全て完成させるようにと明確なメッセージがあり、学長以下重く受け止め、緊張感を持って取り組んでいる。
<p>実施設計業務ということで、技師長から技術員までの業務日数はどのように設定しているのか。</p> <p>また旅費に関して、それぞれ数量と単価があるが、これは発生後精算するのか。</p> <p>今後発生すると想定される業務に関する業務費用の積算の仕方はどのようなものか。</p>	<p>業務日数等が記載されている本資料は、業者からの見積書である。役務業務に関しては、業務終了時に実際にかかった人工数（作業従事者数）を資料として提出を求めている。</p>
<p>「今後発生すると想定される業務」について、随意契約を結ぶのか、あるいは設計変更で処理するのか。</p>	<p>用務の内容によって使い分けを考える。500万円未満の案件に関しては、随意契約が可能なので先方と交渉し、出費を抑えた契約をしている。</p>
<p>先方コンサル担当より、業務日数をもらうというやり方は採用している機関はあるのか。</p>	<p>公共工事の設計に関して、業務日数を求められたことはない聞いたことがある。</p>
<p>相手からの見積りをもとに、積算をしている点が気になる。能率よく仕事をしなくてもお金を支払うことになる。</p> <p>国の基準や要件、難易度や階数などを比較し、積算した場合はどうなるのか。</p>	<p>これまで比較したことがないので、比較するようにする。</p>
<p>公共工事において出面は取ることは、通常していないので、続けたほうがいい。</p>	—
<p>単年度予算制度の下、今後の維持管理、更新をどのように行っていこうと考えているのか。公共施設の維持管理は、うまく行われていないことが多い。</p> <p>今後、この大学をうまく運営していくために、何を判断基準に維持管理等を行っていくのか一緒に考えましょう。</p>	<p>維持管理に関しては、中長期修繕計画を作成することを検討している。建物を施工した会社にも、中長期修繕計画を作成してもらい、おおよそのコストを提示してもらおう。それに基づき、単年度予算制度の下、予算を請求し進めていこうと考えています。</p>

(3) 個別の相談事項について

事務局より、ゲノムシーケンサー用試薬キットの価格交渉について相談し、委員より意見を伺った。

(4) 次回の日程と案件抽出の当番委員について

事務局から、以下の日程を説明し、了承された。

2017年1月 東京開催予定

次回の抽出に関する当番委員は、滑川委員の予定。

(崎濱委員→片田委員→多田委員→田中委員→滑川委員→豊岡委員→清水委員)